

令和6年5月31日

建設業労働災害防止協会埼玉県支部
支部長 島村 健 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

日頃より、労働基準行政の推進に格段の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、昨年の夏は記録的な猛暑でありましたが、貴団体の関係事業者の皆様をはじめ、県内の各事業場の取り組みにより、埼玉労働局管内の熱中症による労働災害は、休業4日以上の死傷災害50人（前年比-6人）、うち死亡災害0人（同-4人）となり、死傷災害、死亡災害とも前年比で減少しました。

埼玉県内の過去5年間の最高暑さ指数（WBGT値）をみると、6月下旬より、「日常生活における熱中症予防指針」において危険とされる31以上となっており、労働災害もこの時期以降から多く発生しています。熱中症は命にかかる災害ですが、適切な予防対策により防ぐことができます。

つきましては、こうした現下の状況と、熱中症の特徴を御理解いただきつつ、下記の熱中症の予防対策を暑さが本格化する前に徹底していただき、昨年に引き続き、関係者への周知、指導をお願い申し上げ、さらなる熱中症による労働災害の減少に努めていただくよう要請します。

記

- 1 作業場所の暑さ指数（WBGT値）を測定し、測定した暑さ指数に応じて、休憩サイクルの変更、気温が上昇する時間の作業を避ける、作業負荷の低い作業に変更する、作業を中断する、作業計画の変更などによる暑さ指数の低減を検討してください。
- 2 水分・塩分の摂取を定期的に行い、作業場所のなるべく近い場所に涼しい休憩場所を設け、こまめに休憩をとり、管理者が頻繁にその状況を確認するようにしてください。
- 3 管理者はもちろん、作業員同士が頻繁に声をかけあい、お互いの健康状態を確認し、異変があれば、必ず作業を中断させ休憩し、体調不良者を一人きりにせず誰かが様子を確認し、体温を下げるための措置等を行うとともに、病院への搬送、救急隊の要請を行ってください。
- 4 雇入れ時、新規入場時、日々の朝礼等の際に、作業員に対し、熱中症の症状、予防方法、救急処置の方法等に関する教育を行ってください。
厚生労働省ホームページに掲載する「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」等も活用ください。

埼玉労働局長
片淵 仁文

